



## 2月は化学物質管理強調月間です！！

職場において製造または取り扱われる化学物質は、数万程度存在すると言われています。そのうち、危険性・有害性を有する化学物質は約2,900程度あることがわかっています。厚生労働省では、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制を導入し、令和6年4月から全面施行しています。

「化学物質管理強調月間」は、職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を広く一般に図るとともに、化学物質管理活動の定着を図ることを目的としたもので、今年度から2月に実施することとしています。今年度は、「正しく理解 正しく管理

化学物質と向き合おう」

のスローガンの下、実施していますが、化学物質管理強調月間実施要綱に基づき、化学物質管理が適切になされているか今一度ご確認ください！

令和6年度化学物質管理  
強調月間実施要綱



職場の化学物質  
管理総合サイト  
「ケミサポ」



## フリーランスの取引に関する

### 新しい法律がスタートしています！

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス・事業者間取引適正化法等）」が、11月1日に施行されました。発注事業者（従業員を雇用する）からフリーランス（従業員を雇用しない）へ業務委託をする場合、要件に応じて以下が義務付けられます。

- ①書面等による取引条件の明示
- ②報酬支払期日の設定・期日内の支払い
- ③受領拒否、報酬の減額などの禁止
- ④募集情報の的確表示
- ⑤育児介護等と業務の両立に対する配慮
- ⑥ハラスメント対策に係る体制整備
- ⑦中途解除等の事前予告・理由開示

フリーランスの方が安心して働ける環境を実現するため、法令遵守の徹底をお願いいたします。詳しくは、下記の二次元コードよりホームページをご覧ください。



## 令和7年4月から改正労働安全

### 衛生規則が施行され、危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲が拡大されます！

労働安全衛生法第20条、第21条、第25条、第25条の2を根拠とし各省令で定められていた、危険箇所において事業者が行う、退避や危険箇所への立入禁止、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止等の措置の対象範囲について、これまでは原則、当該作業を行う労働者のみとしていました。今回の法改正により、

- ①危険箇所等で作業に従事する労働者以外の全ての者も対象とすること
- ②立入禁止を必要とする箇所等で、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、関係請負人（一人親方、協力業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

が義務付けられ、対象範囲が拡大されました。令和7年4月1日には完全に対応できるよう、今一度、事業場内や現場等で周知徹底していただくようお願いいたします。



フリーフレット



## 育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります

令和7年4月から保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給期間延長手続きが変わります。

これまででは、保育所等への利用を申し込んだものの、当面入所できないことについて、市町村の発行する入所保留通知書などにより延長の要件を確認していましたが、令和7年4月より、これまでの確認書類に加え、保育所等の利用申込が、速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要となります。詳細については、厚生労働省HPをご確認ください。ご不明な点等ございましたらハローワークにお問い合わせをお願いします。

### 【問い合わせ先】

ハローワーク佐久 雇用保険課適用係

TEL：0267-62-8609（部門コード21#）

【編集後記】余寒厳しき折、体調管理は万全に！新年度はもう目の前。最新情報をしっかりチェック、アップデートして、よりよい職場環境づくりに取り組もう！（第35号：令和7年2月発行）